第六条第一項第二号	厚生年金保険経理	厚生年金保険給付並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十四条の五第一項に規定する拠出金、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金及び法第百二条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）の経理
	経過的長期経理	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十九条の二に規定する国の組織の経過的長期給付及び同法附則第五十条第一項に規定する拠出金
第十三条	厚生年金保険経理及び退職等年金経理	前章第二節
	経過的長期経理	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号）第二条第一項において準用する前章第二節
第八十五条第二項の表第六条第一項第二号の項の中欄	経過的長期経理	及び同法附則第五十条第一項に規定する拠出金
第八十五条第二項の表第六条第一項第二号の項の下欄	短期経理	並びに同法附則第五十条第一項に規定する拠出金の拠出及び同法附則第七十六条第一項に規定する拠出金
第八十五条第二項の表第七条第一項の項	第九十九条第一項第一号	法第九十九条第一項第一号
	第九十九条第三項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直しの施行及び国家公務員の退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第百四十一条
	、短期経理から	短期経理
	厚生年金保険経理から、同条第一項第三号に規定する事務に要する費用に充てるべき金額は退職等年金経理から、それぞれ	経過的長期経理

2　改正後国共済規則第八十五条第二項において読み替えて準用する改正後国共済規則第六条第一項第三号の規定の適用については、同号中「第九十九条第五項」とあるのは、「第九十九条第五項（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第百四十一条第一項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第八十五条第二項の表第二項第四号の項	第八十五条第二項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員の退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号）第二条第一項において準用する第八十五条第二項
	及び短期経理から業務経理に繰り入れる	短期経理
	並びに厚生年金保険経理及び退職等年金経理から業務経理に繰り入れるそれぞれの	経過的長期経理
第八十五条第二項の表第十七条第二項の項	厚生年金保険経理の資産、退職等年金経理の資産又は福祉経理の資産	経過的長期経理の資産
第八十五条第三項第一号	厚生年金保険経理	経過的長期経理
第八十五条の六第一項	厚生年金保険経理	経過的長期経理
	法第二十一条第二項第一号ハ	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十九条の二
	厚生年金保険給付積立金	国の組合の経過的長期給付積立金
第八十五条の七第一項及び第八十五条の八	令第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号	平成二十七年経過措置政令第百四十五条において準用する令第九条の三第二項第三号
第八十五条の九第一項	令	平成二十七年経過措置政令第百四十五条において準用する令
	退職等年金給付積立金等	国の組合の経過的長期給付積立金等
	同項	平成二十七年経過措置政令第百四十五条
第八十五条の十	令第九条の三第三項	経過的長期給付の
	退職等年金給付の	経過的長期給付の
	令第九条の三第三項	平成二十七年経過措置政令第百四十五条において準用する令第九条の三第三項